

2018 年 9 月 28 日

ISO/TC68 国内委員会議事録

〔 日 時：2018 年 6 月 13 日（水）10：00～12：00
場 所：日本銀行本店 会議室 〕

- 松本勉委員長（横浜国立大学教授）の議事により、アジェンダ（別添資料）に沿って、報告、審議および承認が行われた。要旨は以下のとおり。

1. 最近の ISO/TC68 の動き¹ —— TC68 年次総会の模様を中心に

- 2018 年 4 月 23～27 日にチューリッヒにおいて開催された、ISO（International Standard Organization：国際標準化機構）TC 68（Technical Committee 68：金融サービス専門委員会）・SC（Sub Committee：分科委員会）の年次総会、および ISO 20022 RMG（Registration Management Group：登録管理グループ）定期会合の模様を中心に²、最近の ISO/TC68 の動きについて、事務局より資料①に沿って報告。

（1）金融 Web service API に関する議論

▽ 議論を実施している主な WG

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC9/WG2: Web service based application programming interface in financial services	金融サービスで用いる API (Application Programming Interface) の標準化	Mr. James Whittle	遠城 氏 (NTT データシステム技術) 鋤柄 氏 (NTT データ) 落合 氏 (FinTech 協会) 崎村 氏 (野村総合研究所) 橋本/中村 (日本銀行)
SC2/SG1: Third party providers (TPP's) ³	TPPs が API を利用して他システムと接続する際に満たすべきセキュリティ要件の標準化	Mr. Lorenzo Gaston	作部 氏 (NTT データ) 中村 (日本銀行)

¹ 国際標準化機構（ISO）金融サービス分野の専門委員会（TC68）は、金融業務に利用される情報通信技術、情報セキュリティ技術等を対象とする専門委員会。

² ISO 20022 は、金融サービス分野で利用される通信メッセージに関する国際規格。

³ TPPs（Third party providers）とは、異なる主体が提供する複数の口座（銀行口座、電子マネー等）へのアクセスを口座保有者に提供することにより、残高情報等の一元的な把握や決済指図の送信を可能とするサービスを提供する業者のこと。

① SC9/WG2: Web service based application programming interface in financial services について

(これまでの経緯)

- 2017 年 11 月、TC68 は Web service based application programming interface in financial services (WAPI)に関する NWIP (New Work Item Proposal : 新業務項目提案) を採択し、WG (Working Group) の設置を決議⁴。同決議に基づき、SC9 の配下に WG2 を設置することとし、2018 年 1 月に同 WG の主査とエキスパートが確定。3 月 2 日の電話会議を経て、4 月 19、20 日にチューリッヒにて初の対面会合が実施された⁵。

(SC9/WG2 対面会合での議論)

- WAPI に関する規格の作成にあたっての大きな方向性は以下の通り。
 - ・ API (Application Programing Interface) を通じた「エコシステム」の構築をサポートするかたちの記載とする。具体的には、特定の技術に偏りすぎないように配慮するほか、RESTful アプローチで議論を進める⁶。
 - ・ メッセージフォーマットとして ISO 20022 を、データフォーマットとして JSON を用いることを基本とする⁷。
 - ここで「メッセージフォーマットとして ISO 20022 を用いる」とは、ISO 20022 で用いられている定義や文書の組み立てを使うという意味であり、既存の ISO 20022 の XML 形式の電文フォーマットを JSON に移し替えれば活用可能という意味ではない。
 - ・ TPPs (Third Party Providers) のシステムが、銀行の API に対して直接認証を行う接続形態を基本的に想定する。
 - もっとも、規模の小さい TPPs では、クラウドサービス上で、オンラインシンクロナイズド API を使う業者も存在するため、オンライン

⁴ 国際規格は、予備業務項目 (PWI: Preliminary Work Item) → 新業務項目提案 (New work item Proposal : NWIP) → 作成原案 (Working Draft : WD) → 委員会原案 (Committee Draft : CD) → 国際規格案 (Draft International Standard : DIS) → 最終国際規格案 (Final Draft International Standard : FDIS) → 国際規格 (International Standard : IS) のプロセスを経て開発されている。

⁵ 対面会合の出席者は 22 名 (スイス 4 名、デンマーク 1 名、スウェーデン 1 名、ドイツ 2 名、英国 4 名 (主査、事務局員各 1 名を含む)、フランス 2 名 (SC2/SG1 の主査 1 名を含む)、米国 1 名、シンガポール 1 名、中国 3 名、日本 1 名 <日本銀行・橋本>、SWIFT 2 名)。

⁶ RESTful とは、REST (Representational State Transfer) の原則 (アドレス指定可能な URI で公開されていること、インターフェース (HTTP メソッドの利用) が統一されていること、ステートレスであること、処理結果が HTTP ステータスコードで通知されること) に則り、Web サービスの設計を行うことをいう。

⁷ JSON とは、JavaScript Object Notation の略で、軽量なデータ記述言語の 1 つであり、さまざまなソフトウェアやプログラミング言語間におけるデータの受け渡しに使われる言語。

シンクロナイズド API も検討の対象に含めることとされた⁸。

- ・欧州の決済サービス指令（PSD2）が規定する要件を念頭において議論を行う⁹。もっとも、PSD2 は、TPPs にかかるセキュリティおよび顧客保護要件を細かく設定しているが、ISO 標準化文書では詳細な規定は不要との意見が出され、細部にわたる標準化は避けられる見込み。
- ・セキュリティ分野については、SC2/SG1 とのリエゾンを締結する方針¹⁰。
- ・WebSocket および WebHooks については、類似の技術のためいずれか1つを記載すれば足りるとの意見も出されたが、前者はサーバがクライアントにプッシュ通知を送るのに対し、後者はサーバ間通信であるなど異なる点があるため、両技術とも記載することとなった¹¹。
- ・API で用いる認可プロトコルに関しては、OAuth 2.0 認可フレームワークをセキュリティおよび認可に用いる主要プロトコルと定める¹²。ただし、OAuth 2.0 の定義範囲は多岐にわたるため、金融分野における API で利用する部分を抽出し、参照専用の API と、参照および更新が可能な API それぞれについてセキュリティプロファイルを定義するとともに、各プロファイルに関し、ユーザーの特定には OpenID Connect を利用することや、関連する RFC 等の参照文書を明記する方針¹³。

（今後のスケジュール）

- 夏までに規格のドラフト案を取りまとめ、夏後半からレビューを実施し、2018 年末までにドラフト最終案を取りまとめる予定。

⁸ シンクロナイズド API とは、常にデータ等の同期を図る仕様の API のこと。

⁹ PSD2（Revised Payment Services Directive）とは、EU が、決済の安全性・安定性の向上、利用者保護、決済サービス市場の効率化、フィンテック企業も含めたレベル・プレイング・フィールド（競争上の公平性）の確保等の観点から、それまでの PSD（Payment Services Directive）を改正するかたちで制定したもの。PSD2 は 2015 年 11 月に採択され、2018 年 1 月までに国内法化が各国に義務付けられていた。

¹⁰ SC2/SG1 は後述のとおり、WG に改組される予定。

¹¹ WebSocket とは、ウェブアプリケーションにおいて、クライアントがサーバ側のメッセージを読みこむことにより双方向通信を実現する技術規格。これに対し、WebHooks とは、アプリケーションの更新情報を他のアプリケーションへリアルタイムで提供する技術規格であり、サーバにあらかじめクライアントの URL を登録しておき、サーバ側でイベントがあった時に通知してもらう仕組み。

¹² OAuth 2.0 は、2012 年にインターネット技術の標準化を推進する団体（IETF：The Internet Engineering Task Force）が公表した API の認可を行う仕組みをいう。詳細は、中村啓佑「金融分野におけるオープン API の活用～セキュリティへの影響と対策～」（2018）
https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2018/data/rev18j03.pdf 参照。

¹³ RFC（Request for Comments）とは、IETF が発行する提案書のシリーズをいう。

② SC2/SG1: Third party providers (TPP's)について

(これまでの経緯)

- TPPs が確保すべきセキュリティ要件の検討については、2015 年にアドホックグループ (Ad Hoc Group : AHG) を設置して状況調査を行っていたが、2016 年のフランクフルト会合後、AHG をスタディグループ (Study Group : SG) に改組 (SG1) し、金融サービスにおいて TPPs が満たすべきセキュリティ対策方針を検討してきた。2017 年には、SG1 が作成したドラフトペーパーを基に NWIP の投票が実施された。この結果、NWIP とすることは賛成多数で採択されたものの、WG 設置については、最低要件である 5 か国以上のエキスパートが集まらず (オーストラリア、中国、南アフリカ、英国の 4 か国のみだった)、議論が進められない状況であった。

(SC2 対面会合での議論)

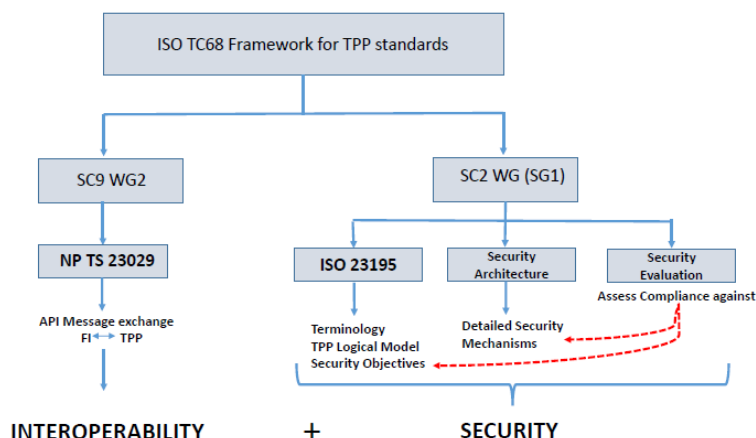
- SG1 の主査は、NWIP とすることについては SG 内の同意が得られているため検討を進めたい旨発言。これに対し、議場からは、「抽象的な議論にとどまっており、セキュリティ要件の具体化が必要」、「TPPs のセキュリティ要件を検討できる人材が不足している」などの意見が出された。

(今後のスケジュール)

- WG の追加エキスパート募集が行われ、当初の 4 か国に加え、韓国、日本がエキスパート募集に応じた。その結果、WG が設置されることとなり (WG16)、現在、WG の主査を募集中 (国際投票締切りは 6 月 19 日) ¹⁴。

(SC9/WG2 および SC2/SG1 の議論内容の分担について)

- SC9/WG2 および SC2/SG1 において取り扱うテーマのすみわけは、原案通り (下図参照) 承認された。また、SC2/SG1 の主査は SC9/WG2 の議論に参画することとなった。



¹⁴ 6 月の投票の結果、フランスおよび中国から WG16 の主査への立候補があった。その後、7 月にそれぞれの主査候補者に対して信任投票を行い、その結果、SG1 の主査であったフランスの Mr. Lorenzo Gaston Guirao 氏が WG16 の主査となった。

(2) Specification for description of banking products or services (BPoS)

▽ 議論を実施している WG

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC8/WG2: Specification for description of banking products or services (BPoS)	金融商品やサービスの内容を説明する際の項目の標準化	Mr. Liu Guojian	—

- 2016 年 4 月、中国から「Specification of description for banking product」の WG 設置が提案され、投票の結果、同年 11 月 SC7/WG14 として WG が設置された(主査:Mr. Liu Guojian<中国>)。2017 年の SC7 解散に伴い、「Specification for description of banking products or services (BPoS)」と WG 名を変更したうえで SC8/WG2 として、検討が進められてきた。
- 本規格は、銀行が提供する商品やサービスの内容の説明にあたり、必要となる項目を定義したもの。昨今、金融商品やサービスが多様化している一方で、その内容を記述する方法は区々であることから、顧客の適切な選択をサポートすることが規格策定の背景となっている。
- 2018 年 3 月から委員会原案 (Committee Draft : CD) 投票が行われ、チューリッヒ会合では投票中のステータスであった。投票は 5 月 2 日に締切られ、賛成 8 か国、反対 3 か国、棄権 11 か国で可決された。
- なお、チューリッヒ会合では、これまでの経緯と中国国内での BPoS 導入に対する取組み状況が紹介された。具体的には、中国では、中国人民銀行の代理として CFSTC (China Financial Standardization Technical Committee : 中国金融標準化技術委員会) が、BPoS のコンセプトやロジックの理解促進を内容とした銀行に対する研修プログラムを実施している。足許、18 行 98 サービスが対応しているとのこと。

(3) ID に関する議論

① ISO 17442 (LEI <Legal Entity Identifier>) に関する議論¹⁵

—— SC8 および TC68/AG2 で議論が行われている (WG は未設置)。

- LEI は、ISO 17442 として 2012 年に規格化された。

(現行 ISO 17442 が定める主な内容)

- 現行 ISO 17442 は、以下の内容を規定。

¹⁵ LEI (Legal Entity Identifier : 取引主体識別子) は、金融取引を行う当事者 (法人、ファンド等) を識別するための国際的な番号のこと。

(1) LEI を取得可能な主体

金融取引を行うことについて法的または金融上の責任を有する、あるいは独立して契約を結ぶ法的権利を有する主体(金融機関、事業法人のほか、投資ファンド等も対象)。自然人は対象外。

(2) LEI の構成 (18 桁の英数字+2 桁の数字<チェック・デジット>)

(3) チェック・デジットの計算方法

(4) LEI に紐付ける形式で名称や本店所在地等の参照情報を登録する方法

(これまでの経緯)

- リーマンショックに端を発するグローバルな金融危機時に、店頭デリバティブ取引の状況をマクロベースで把握できなかったことが危機を拡大させたとの教訓を踏まえ、2008 年に金融取引の透明性向上・金融取引情報の包括的な把握を目的に、LEI の導入が提唱された。
- 2010 年 7 月、ドッド・フランク法に基づき、米国財務省に Office of Financial Research (金融調査室) が設置され、LEI の導入に向けた議論が開始。
- 2011 年 4 月、TC68 において、LEI に関する国際規格の開発に向け WG が組成され、2012 年 6 月に ISO 17442 が発効。
- 2017 年にシステマティックレビュー (定期見直し) 投票を実施した際には、見直しが必要との意見は米国とカナダのみだった。一方で、LEI の使用用途の拡大に伴い、LEI 規制監視委員会 (LEI ROC) やグローバル LEI 財団 (GLEIF) では、付番体系の見直しに関する議論が行われている¹⁶。

(ISO 20275 (ELF <Entity Legal Form>) について)

- LEI を議論する上で、関連する規格として ISO 20275 「Entity legal forms (ELF)」がある。ELF は組織形態 (例: 株式会社、有限会社、合同会社) に関する規格。2015 年 1 月に TC68/WG8 を設置し検討が進められ、2017 年 7 月に規格化された。GLEIF が ELF のメンテナンスを行っている。

(今後の ISO 17442 改定に向けた議論の進め方)

- 昨今の各国における LEI の使用用途の拡大を背景に、多くの国から ISO 17442 の付番体系を修正すべきとの要望が出されている。
- これを受け、今次 SC8 会合では、検討のための WG を立ち上げることを決議。David Broadway 氏 (英国) が WG の主査に立候補した上で、エクスパー

¹⁶ LEI ROC (LEI Regulatory Oversight Committee) は、グローバル LEI システムのオーバーサイトを行うための当局関係者からなる組織。また、GLEIF (Global LEI Foundation) は、LEI の推進や利用を支援するために、2014 年 6 月に設立された非営利組織。

ト募集が行われ、10 か国 16 人の登録が行われた。

- LEI はすでに産業界で広く使われているため至急改定すべきとの意見を受け、まずは第 1 段階として、18 か月で IS (International Standard : 国際規格) を開発するスケジュールに乗せ¹⁷、現在の ISO 17442 の守備範囲内である以下の事項等について検討し改定を行う計画。6 月 12 日に第 1 回の電話会議が実施され、以下の改定案を議論した。

- ・チェック・デジットの計算方法等に関する説明内容の変更
 - チェック・デジットの計算方法として、ISO/IEC 7064 における Simplified Procedure を採用することを明示する等の修正。
- ・ISO 20275 (ELF) の ISO 17442 への統合
- ・個人事業者への付番の可能化

- 第 1 段階改定は、2018 年 9 月末までに DIS (Draft International Standard : 国際規格案) 投票を行う計画。

- なお、WG は第 1 段階改定後も解散せず、第 2 段階として引き続き以下の検討を行う方針。

- ・レベル 2 データ (親会社情報) の取込み
- ・デジタル証明書としての活用

② 自然人に対する ID 付与

—— SC8 および TC68/AG2 で議論が行われている (WG は未設置)。

(これまでの経緯)

- 自然人に関する識別コードの検討については、2017 年 11 月に CIB (Committee Internal Balloting : 委員会内投票) として「各国が積極的に標準化に貢献するか」について投票が行われた。結果は、「貢献する (Yes)」が 4 か国 (ブラジル、カナダ、中国、米国)、「貢献しない (No)」が 5 か国 (フランス、ドイツ、ノルウェー、スロベニア、スペイン) で否決された (他の国は棄権)。しかしながら、この間、本案件を積極的に検討していた AG2 では、欧州メンバーを中心に、標準化が実現しないことは残念との意見が聞かれるなど、関係者間で再検討の機運が高まっていた。

(会合での議論)

- 今回、特に欧州と中国から積極的に議論を進めたいとの意見が示された。欧州では、GDPR (General Data Protection Regulation : EU 一般データ保護規則) との関係で議論が盛り上がっている模様であるほか、中国では、先日 DIS 登

¹⁷ 標準の開発スケジュールは 36 か月。

録された BPoS の要素の 1 つにすることを企図している模様。また、FIX からは、(規制の適用のあり方次第ではあるが、) トレーダーを同定するための ID として活用できるのではないかと意見が示された¹⁸。そのほか、決済情報に付せば、AML/CFT に役立つとの意見も挙がった¹⁹。

- なかでも中国が積極的であり、会合では、自然人に ID を付与することの意義をアピールするとともに、利用方法、ID 体系、タグのイメージなど具体的な事項を提案。

▽ 中国が提案した ID 体系のイメージ

(各国の個人番号制度 (日本はマイナンバー) を活用することを想定)

—— 同表に関し全体のコンセンサスは得られていない。

Coding entity of the identifier	ISO3166-1:BR	ISO3166-1:US	ISO3166-1:JP	ISO3166-1:CH
Type of the identifier code	BR0001	US0001	JP0001	CH0001
Identifier code number	CPF(11 digits)	Social Security Number(9 digits)	Individual Number(12 digits)	E-ID (?)
Commencement date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD
Expiry date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD

Coding entity of the identifier	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:IT	ISO3166-1:NO
Type of the identifier code	IT0001	IT0002	IT0003	NO0001
Identifier code number	CIE-Carta di identità elettronica(?)	CNS-Carta Nazionale dei servizi (?)	SPID-Public System for Digital Identity(?)	National ID numbers(11 digits)
Commencement date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD
Expiry date	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD	YYYYMMDD

- 一方、会合では、ID の流出リスクへの懸念、GDPR 等のプライバシーに関する各国の法制のクロスボーダーでの適用範囲の問題など、いくつかの懸念が示された。そのほか、一部の国の参加者からは、そもそも必要性が感じられないとの意見も聞かれた。

(今後の進め方)

- チューリッヒ会合での議論の結果、さらなる検討が必要として、SC8 は SG の設置を決議し、Allie Harris 氏 (カナダ) が主査に立候補した。投票の結果、6 か国・12 人のエキスパートが集まり、SG4 として検討を開始。来年の SC8 総会にて検討状況を報告する予定²⁰。

¹⁸ FIX (FIX Protocol Ltd.) は、株式・債券・外国為替・上場デリバティブの取引で使用するメッセージの国際標準である「FIX プロトコル」の管理を行う非営利の国際組織。

¹⁹ AML (Anti-Money Laundering) はマネーロンダリング防止、CFT (Combating the Financing of Terrorism) はテロ資金供与対策のこと。

²⁰ 2018 年 7 月 5 日現在、7 か国、4 団体、計 21 人 (主査の 1 人を含む) が SG メンバーとなっ

- 今次国内委員会の席上では、自然人の ID に関する議論は、必ずしも金融分野に止まるものではないことから、国内関係者の合意を形成する場や、国内関係者の積極的な SG への参加の必要性などが議論となった。

③ ISO 10962 (CFI<Classification of Financial Instruments>)に関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC8/WG1:Classification of Financial Instruments	金融商品分類(CFI)	Mr. Corby Dear	—
SC8/SG2: Use of the CFI as part of the Unique Product Identifier (UPI)	CFI の UPI としての利用	Mr. Richard Robinson	小野島 氏 (日本証券業協会)

(SC8/WG1 での検討)

- SC8/WG1 は、①店頭デリバティブを付番対象に含めるための改定作業、および②コードの維持管理を担う MA (Maintenance Agency: メンテナンス機関) の設置と CFI のコード体系の見直し、の 2 つの議論を進めている。

- 上記①に関しては、作業の遅延により、NWIP が ISO のルールに則りキャンセルされる惧れがあった。今次会合では、CD 段階を省略したうえで 2018 年夏に DIS 投票を行い、2019 年を目標に ISO 規格とする予定で作業を継続することが確認された。他方、上記②については、2018 年中に CD 投票を行った後に、2019 年 1 月までの最終化を目指す方針であることが説明された。

—— なお、CFI でサポートされていない ETN (Exchange Trade Notes : 上場投資証券／指標連動証券) や ETC (Exchange Trade Commodities : 上場投資商品) が存在することを ESMA や FCA が問題点として挙げており、今後、改定に向けた議論が行われる見込み²¹。

(SC8/SG2 での検討)

- SC8/SG2 では、CFI を UPI (Unique Product Identifier : 固有商品識別子) の一部として利用することを検討している。会合では、CFI をいかに UPI に適合させていくかについて議論が行われた。近日中に最終レポートが完成する見込みであり、同レポートが承認された後、SG2 は解散することが決議された²²。

ている。

²¹ ESMA (European Securities and Markets Authority、欧州証券市場監督局) は、欧州連合内における証券・市場関連の金融規制を司る機関。FCA (Financial Conduct Authority、金融行為規制機構) は、金融機関の行為を規制する英国の金融監督機関。

²² 2018 年 7 月 4 日に投票が締め切られ、レポートは承認された。

④ UTI・UPIに関する議論

—— TC68/AG2 から報告が行われた（WG は未設置）。

（UPI・UTI とは）

- UPI（Unique Product Identifier：固有商品識別子）とは、店頭（OTC）デリバティブを商品種別毎に特定するための識別子であり、UTI（Unique Trade Identifier：固有取引識別子）とは、OTC デリバティブの取引データを 1 件毎に特定するための識別子。OTC デリバティブ契約については、G20 ピッツバーグ・サミット（2009 年 9 月）を受けて、TR（Trade Repository：取引情報蓄積機関）に取引情報が集約されることとなったが、こうした中、OTC デリバティブの取引データを一意に識別し同定する必要性や報告されるデータ項目やフォーマットを統一する必要性が生じた。このため、CPMI-IOSCO（BIS 決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構）において UPI および UTI の規格策定や OTC デリバティブ取引報告の主要項目の調整、および、FSB（金融安定理事会）の WG（Working Group on UTI and UPI Governance：GUUG）においてガバナンスにかかる検討が行われてきた。CPMI-IOSCO および GUUG での議論の状況は以下の通り。

▽ UTI や UPI 等にかかる議論の状況

データの種類		テクニカル・ガイダンス		ガバナンスにか かる検討
		市中協議書	最終化	
固有取引識別子（UTI）				
	OTC デリバティブの取引データを 1 件毎に特定するための識別子。	CPMI-IOSCO が公表済 (2015 年 8 月)	CPMI-IOSCO が公表済 (2017 年 2 月)	FSB(GUUG)が最終文書を公表 (2017 年 12 月)
固有商品識別子（UPI）				
第 1 回	OTC デリバティブを商品種別毎に特定するための識別子。第 1 回は商品の分類方法や UPI が満たすべき基本原則が対象。	CPMI-IOSCO が公表済 (2015 年 12 月)	CPMI-IOSCO が公表済 (2017 年 9 月)	FSB(GUUG)が検討中
第 2 回	UPI のコード体系およびデータ項目が対象。	CPMI-IOSCO が公表済 (2016 年 8 月)		
主要データ項目（CDE）				
第 1 回	Critical Data Elements。UTI、UPI 以外で、全ての OTC デリバティブに関し各国が共通して用いるデータ項目。第 1 回は 14 項目が対象。	CPMI-IOSCO が公表済 (2015 年 9 月)	CPMI-IOSCO が公表済 (2018 年 4 月)	CPMI-IOSCO が検討中
第 2 回	27 項目が対象。	CPMI-IOSCO が公表済 (2016 年 10 月)		
第 3 回	77 項目が対象。	CPMI-IOSCO が公表済 (2017 年 6 月)		

(ISO/TC68 での議論)

- CPMI-IOSCO および FSB での検討結果を踏まえ、ISO でも技術仕様やガバナンス体制に関する NWIP を提案することを展望。CPMI-IOSCO および FSB と ISO/TC68 との連携は ECB（欧州中央銀行）等中銀関係者が仲介するかたちで議論を進めていく方針。

(国内委員会での議論)

- 国内委員会では、日本として、UPI や UTI についていかに考えていくべきかとの問題提起がなされた。この点、CPMI-IOSCO および FSB において具体的な議論が行われており、ISO として取り組める範囲は限られるが、今後も ISO 標準制定に向けた議論に対応するため、国内委員会等の場で検討していく必要性が認識された。

⑤ ISO 13616 (IBAN<International Bank Account Number>) に関する議論 —— SC8 で議論が行われている (WG は未設置)。

- ISO 13616 (IBAN) は、銀行口座について、所在国、支店、口座番号を特定するための国際標準。システムティックレビュー（定期見直し）投票が行われるタイミングに差し掛かっていたが、欧州各国が難色を示したことから、同投票の実施は 2019 年 4 月 15 日まで延期されることとなった。
- 議論の背景には、欧州内における統一的な IBAN 採用に向けた動きがあるものの、現実には、IBAN 採用国でも仕様が異なることから、システム対応にかかるコスト等を懸念して、統一自体に反対する意見もある模様。ECB は、同一仕様の IBAN を採用した場合に生じるユーロシステムへのインパクトにかかる調査を 2018 年第 4 四半期までに行う計画。
- ISO 13616 の改定ポイントとして、チェック・デジットや 2 桁の国コードの修正が挙げられた。ISO 13616 の改定にかかる検討は、当初、2018 年 10 月 15 日までに結論を出す方向で議論が行われていたが、ECB の出席者から難色が示されたため、以下のスケジュールで行われることとなった。
 - ・ 2018 年 6 月に SG の主査を募集（4 週間）
 - ・ 2018 年 7～8 月にエキスパートを募集（4 週間）
 - ・ SG にて ECB の調査結果を取り込みつつ議論を実施
 - ・ 2019 年 3 月 15 日までに SG の結論を出す
 - ・ 2019 年 4 月 15 日までに投票開始

⑥ コードの重複に関する検討

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC8/SG1: Identification of financial instruments	アセット・クラス毎の金融商品の識別コード利用に関する現状調査	Mr. Uwe Meyer	—

(これまでの経緯)

- 昨年リオデジャネイロ会合において、SC8 の前身である SC4 は、TR (Technical Report : 技術報告書) の ISO/DTR 21797 “Landscape of identification of financial instruments”を取りまとめる作業の中で、一部の識別コードに関する知的財産権の扱いが論点となっていることを報告。そのため、昨年会合では、同問題を解決した上で、2017 年 9 月 15 日までに報告書案を完成させ、国際投票にかける予定であったが、未だ報告書案は完成していない。

(チューリッヒ会合での議論)

- ISO/DTR 21797 の TR は 2018 年 6 月 15 日までに、SG1 から SC8 に提出される予定との報告があった²³。TR 採択後に SG1 は解散する予定(チューリッヒ会合で決議)。

(4) セマンティックモデル

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査／リーダー	日本からの Experts
SC9/WG1: ISO 20022 Semantic Models	ISO20022 におけるセマンティック・ウェブの活用	Mr. Jim Northey	稲葉 氏 (日立製作所) 遠城 氏 (NTT データシステム技術) 橋本 (日本銀行)
FinTech TAG 内の「セマンティックおよび定義」ワークストリーム	FinTech 分野のデータモデルやタクソノミーに関するベストプラクティスの調査	Mr. Christoph Schneider and Mr. Nick Cliff	稲葉 氏 (日立製作所) 鎌田 氏 (日本証券業協会) 小野島 氏 (日本証券業協会) 橋本 (日本銀行)

(これまでの経緯)

- SC9/WG1 では、セマンティック・ウェブを活用することで、ISO 20022 レポジトリに保存されているデータの利便性向上とともに、他のメッセージ標準との相互運用性を高める取組みを進めている²⁴。

(チューリッヒ会合での報告内容と今後の方針)

²³ 2018 年 8 月 1 日現在投票にかけられていない。

²⁴ セマンティック・ウェブは、個々のデータ要素の持つ意味やデータ間の相互関係を整理・体系化することにより、コンピュータによる自動的な情報収集や分析を可能にする技術。

- 今次会合では、以下の実証が終了したことが報告された。
 - ・ ISO 20022 メタモデルの RDF、SKOS、OWL での表現 ²⁵。
 - ・ ISO 20022、FIX、IMIX メッセージのセマンティックポータルでの開示 ²⁶ (ISO15022 や IFX に現在対応中 ²⁷)。
- 今後、SC9/WG1 は、来年度を目途に「ISO20022 コンセプトモデルの FIBO (Financial Industry Business Ontology) へのマッピング」、「金融でのオントロジーの定義」という 2 つの NWIP を検討 ²⁸。また、10 本の技術報告書 (TR) を起案しており、準備が整い次第、順次投票にかけられる見込み ²⁹。
- また、2018 年第 4 四半期までを目途に新しい主査を選出する方針。本 WG には技術に長けた人材が集まっているため、このリソースを活用すべく今後も WG の継続を企図している模様。また、SC9/WG1 は FinTech TAG とも協調して作業を行う方針。



²⁵ RDF (Resource Description Framework) は、セマンティック・ウェブを実現する技術的な構成要素の一つ。SKOS (Simple Knowledge Organization System) は、タクソノミー等の統制言語のように、概念体系の基本構造や内容を表現するためのモデルを提供する仕組み。OWL (Web Ontology Language) は、インターネット上に存在するオントロジーを用いてデータ交換を行うためのデータ記述言語で RDF の語彙拡張を行ったもの。

²⁶ FIX メッセージは、証券取引で利用されている国際標準 (FIX Protocol) に準拠したメッセージ。IMIX (Inter-bank Market Information eXchange) は、中国の FX 取引等の金融取引において、参加者とトレーディングシステム間のメッセージに付される情報。

²⁷ ISO 15022 は、SWIFT で用いられる MT 電文 (固定長電文) の規格。IFX (Interactive Financial Exchange) は、ATM やリテールバンキングで用いられる電文。

²⁸ オントロジーとは、実体を概念的に体系化したり、それらを表現する情報群を体系化する技術。

²⁹ 10 本の技術報告書 (TR) とは、以下のレポートが対象。

- ・ TR 22126-1: General
- ・ TR 22126-2: RDF/OWL Representation of the ISO 20022 Metamodel and e-Repository
- ・ TR 22126-3: Formal Semantic Model for ISO 20022
- ・ TR 22126-4: Multi-Standard Semantic Portal for Finance
- ・ TR 22126-5: Mapping from FIX Orchestra to the common portal data model
- ・ TR 22126-6: Mapping from IMIX to the common portal data model
- ・ TR 22126-7: Mapping from ISO 15022/MT to the common portal data model
- ・ TR 22126-8: Mapping from IFX to the common portal data model
- ・ TR 22126-9: Mapping from BIAN to the common portal data model
- ・ TR 22126-10: Mapping from SWIFT MX to the common portal data model

(5) カード・リテールバンキング関係

① 電文の ISO 20022 化 (ATICA) に関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC9/TG1: Cards Standards	カード取引に関する議論/メンテナンス	Mr. Douglas Frantz	—
RMG SEG: Card and Related Retail Financial Services SEG	カード取引メッセージにおける ISO20022 フォーマット	Mr. William Vanobberghen	坂田 氏 (JCB) 白井 氏 (三菱UFJ ニコス)

(これまでの経緯)

- 2016 年 2 月に ISO 20022 ベースのカード電文 : ATICA (Acquirer to Issuer Card Messages) Version 1 を公表。

(チューリッヒ会合での報告内容と今後の方針)

- SC9/TG1 には、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、米国のほか、IFX、VISA、マスターカードがリエゾンとして参加。そのほか、アメリカンエクスプレス、銀聯、ディスカバーも議論に参加している。2 か月に 1 度対面会合を開催するなど精力的に議論が進められており、2018 年の第 3 四半期に ATICA Version 2 のドラフトの最終版を完成させる予定であることが報告された。ATICA は JSON を用いた規格とする方針。

—— チューリッヒ会合では、カード会社の参加者から、「XML はレガシー」といった発言があるなど、カード業界での議論では、データ交換を XML フォーマットではなく、JSON を用いて API 同士で行うことが前提になっている。これに対し、今次国内委員会では、カード決済の背後にある金融機関同士の決済には、—— SWIFT 等で、電文形式を MT (固定長電文) から MX (ISO 20022 形式電文) へ移行するという議論にみられるように—— 引き続き XML が使われ続けており、XML 形式がレガシー化するのではなく、今後も利用が広がっていくものと思われる、といった意見が寄せられた。

—— また、国際カードスキームにおけるシステム処理など、大量かつ高速な処理が求められるシステムでは、パフォーマンスの向上を技術的に解決しなければ、XML を全て JSON に変換し、JSON に一本化することは現実的ではない、との意見も聞かれた。

- ATICA の改定の後、SC9/TG1 は、MUG (Message Usage Guide) の改定も行い、ユーザーの導入に向けた検討をサポートする方針。

- このほか、SC9/TG1 では、ISO 8583 (カード取引に関するメッセージフォーマット)のコード体系を ATICA のコード体系と調和させる作業や、ISO 18245 のメンテナンス³⁰、IICS (Institution Identification Codes)を ISO 8583 に適合させるための改定などを行っているとの報告があった。

—— 国内委員会では、今後、ISO 8583 と ATICA の相互変換が重要な課題になるのではないかという問題意識が出された。すなわち、ISO 8583 メッセージフォーマットは、旧式のメインフレームの時代から使われており、カード業界の電文フォーマットを XML へ移行することを困難化している。一方で API をうまく活用するためには、XML や JSON を扱う必要があるが、基幹システムと周辺インターフェースでは、システムの状況に違いがあることに留意する必要があるとの指摘もあった。

② RA (Registration Authority : 登録機関) の承認サイクルの短縮化

- ISO 20022 RMG および RA は、カード業界の実務等の影響を受けて、ISO 20022 のメンテナンス体制にかかる検討を進めている。
- カード電文の国際標準 (ISO 8583) は、カード業界の実務に即し、以下の 4 点に対応。

- ① 短期間 (軽微なものであれば 2 週間程度) での変更
- ② 高頻度 (場合によっては毎週) での変更
- ③ 影響範囲を限定した項目の追加変更
- ④ 関係者間のみに範囲を限定した項目の利用

- 一方、ISO 20022 については、メッセージ改定 (メンテナンス) が年に 1 度しか行われないほか、メッセージ全体が公表の対象となるため、上記①～④のような対応はできない。

- RMG は、カード業界のメッセージ改定の状況を踏まえて ISO 20022 メッセージの登録・管理の枠組みの中で、以下の 3 つの検討を進めてきており、上海会合で PoC (Proof of Concept : 実証実験) を実施していることを報告。

(ア) “fast track” のメンテナンス制度の導入

—— 通常のメンテナンス・サイクルとは切り離し、短期間でのメッセージ開発を可能とするもの。

(イ) “minor version” メッセージの導入

—— 最新バージョンのメッセージに対する後方互換性を確保すること

³⁰ ISO 18245 は、Merchant Category Codes (MCC)に関する国際標準。加盟店の業種を示すための 4 桁の番号。

で、既存メッセージのユーザーへの影響を最小限に抑える小規模のメンテナンス。

(ウ)XML スキーマの “anonymization”

—— 周囲のデータ構造に影響を与えないかたちでのメッセージ項目の追加を可能とするもの。

- 今次チューリッヒ会合では、これらの提案について、引き続き PoC 中であることが報告された。具体的には、RMG からは、「項目の追加を 3 か月サイクルで行うことについては、RA 側の登録作業の面では対応可能との見込みが立っている。むしろ、新しいプロセスを実行する上で、関係者と十分なすり合わせを行っていくことが課題である。今後、1 年以内にこれらの課題を解決し、新しいプロセスを確定させたい」旨の報告があった。

—— PoC において、登録メンテナンス期間の短期化（現状の 1 年から、半年あるいは 3 か月に変更）について、カード決済の分野だけでなく、RA 全体として対応可能かを検証しており、その結果、対応可能との結論に達した場合には、決済・トレード・債券取引・FX など他の分野でも、必要に応じて短期間でのメンテナンス対応に取り組む方針。

③ リテールバンキングにおけるセキュリティ

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC2/WG13: Security in Retail Banking	リテール取引におけるセキュリティ	Mr. Kim Wagner	——

(ISO 9564)

- ISO 9564 は PIN (Personal Identification Number : 暗証番号) に関する規格。4 部構成であるが、修正を終えているのは現在第 1 部のみで、第 2～4 部については、今後、インターネットでの使用を前提とした規格に改定する方針。新たに NWIP を提案し、新プロジェクトとして検討を進める予定。

(ISO 13492)

- ISO 13492 は、ISO 8583 (カード取引に関するメッセージフォーマット) メッセージのデータ項目のうち「セキュリティ関連制御情報」および「鍵管理情報」の使用法を定める規格。2017 年 9 月、ISO/IEC 7812 の発行者識別番号 (IIN) に関する記述の削除等の修正案に関する CD 投票が行われ承認されるなど、リバイス作業が進んでいる。今後、DIS 投票にかけられる見通し。
- SC2/WG13 としては、SC9/TG1 とともに十分議論を行いながら、今後も ISO 8583

メッセージの変更に合わせて、ISO 13492 の項目を減らす方向で改定を図る方針。

(ISO/AWI 11568³¹)

- リテールバンキングにおける暗号化システムを用いた鍵管理方法を規定している ISO/AWI 11568 (Banking-Key Management) は、金融のリテール向けサービスの鍵管理標準を定める規格。Part1: Principles (暗号鍵の管理に関する原則とライフステージの定義)、Part2: Symmetric ciphers, their key management and life cycle (共通鍵暗号方式を用いる場合の暗号鍵のライフサイクルと、それぞれのライフステージにおけるオペレーションの定義)、Part4: Asymmetric cryptosystems, Key management and life cycle (公開鍵暗号方式における秘密鍵および公開鍵のライフサイクルと、各ライフステージにおけるオペレーション) の3部構成となっている。
- チューリッヒ会合では、この3部構成の規格を1つにまとめる方向で規格改定を行う方針であることが示された。また、仮に1つにまとめる場合には、新規案件と同様の承認プロセスを踏むことが確認された。

(ISO 22046³²)

- ISO 22046 は、カード決済等で用いられるトークナイゼーションに関するセキュリティについて定める規格³³。先行き ISO/AWI 11568 に統合する方向で検討が進む予定にあるが、この統合に際し、ISO/AWI 11568 のスコープを変更する必要はない見込み。

(6) PKI (Public Key Infrastructure) に関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC2/WG8: Public key infrastructure management for financial services	金融で用いる PKI 基盤	Mr. Anthony Seymour	遠城 氏 (NTT データシステム技術)

- ISO 21888(Ed2) (Public Key Infrastructure for Financial Services) は、本年1月に改定案が FDIS 承認された。これを受けて、年次総会において、本検討を進めている SC2/WG8 から、JTC1/SC27 への移管が提案された。これは、PKI 基盤が金融に限らず、ブロックチェーンや IoT (Internet of Things)

³¹ AWI は、Approved Work Item (新規業務項目) のこと。

³² ISO 22046 は、Financial services - Security Requirements for Payment and Post-Authorization Token Management という規格。

³³ トークナイゼーションは、カード番号などの機密データを乱数により生成する別の文字列に置き換え、保存・利用する技術。トークン化されたデータは、元データと1対1で結びつき、元データの再取得が可能。

等での活用など、ホットトピック化しているため、金融に特化した基盤ではなく広く一般化することが望ましいとの考えに基づき提案されたもの。

- しかしながら、JTC1/SC27 への移管については、米国が以下の反対意見を表明したほかフランス等も反対したため、今次チューリッヒ会合での移管は断念された。

- ・規制監督上、金融サービスに特化した PKI 標準が必要である。
- ・金融機関の必要性に臨機応変に対応できるようにしておくべきである。
- ・JTC1/SC27 で一般化された標準規格が作られた場合、同規格を金融に適用する際には冗長 (wordy) になる惧れがある。
- ・必要に応じて他業界が ISO 21188 を参照すればよい。JTC1/SC27 から SC2/WG8 にリエゾンを出せば済む話ではないか。

(7) 暗号アルゴリズムに関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
SC2/WG11: Encryption algorithms used in financial applications	金融サービスで用いる暗号アルゴリズム	Mr. Paul Creswick	清藤 (日本銀行)

- TR 14742 (Cryptographic Algorithms) の改定作業は、昨年リオデジャネイロ会合にて、2017 年中に作業が完了する見込みとの報告があったところ。今回のチューリッヒ会合には、SC2/WG11 の主査が欠席だったため詳細な説明はなかったが、SC2 の事務局からは、近日中に投票にかけられる見込みとの報告があった³⁴。

(8) デジタル通貨・通貨コードに関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査／リーダー	日本からの Experts
SC8/WG3: Second Tier Registry for Digital Currency Codes	法定通貨でない通貨に対するコード付与	Ms. Angela Lawson	橋本 (日本銀行)
SC2/AHG4: Security Aspects of Digital Currencies	デジタル通貨のセキュリティ要件	Mr. Ed Scheidt	清藤 (日本銀行)
FinTech TAG の「デジタル通貨」ワークストリーム	デジタル通貨に求める要件と特徴点の検討	Mr. Tom Dunbar and Mr. PJ Di Giammarino	稲葉 氏 (日立製作所) 鎌田 氏 (日本証券業協会) 小野島 氏 (日本証券業協会) 橋本 (日本銀行)

³⁴ 2018 年 8 月 1 日現在、投票にはかけられていない。

(SC8/WG3 での議論)

○ SC8/WG3 は、SC7/WG13 を改組してできた WG。同 WG が 2017 年 8 月に完成させたドラフトレポートには、以下の内容等が記載されている。

- ・当局以外が発行したデジタル通貨を識別する手段の必要性
- ・「通貨」の定義を満たしているかの判断方法の必要性
- ・当局以外が発行したデジタル通貨の「真の利益」を有する当事者による登録行為か否かの判断方法の必要性
- ・ISO 4217（通貨コード）に記載されている通貨コードとは異なる「デジタル通貨」であることを示す必要性
- ・通貨コードとして使用可能なアルファベットと数字のコーディング規約の必要性
- ・現在の ISO 4217 のもとで維持されている登録簿に記載され、かつ、すでに定められた規格の条項に沿ってコードが割り当てられた場合に、未来の「デジタル通貨」の種類を規定してしまう可能性があることに対する懸念

○ その後、ドラフトレポート完成時の SC8/WG3 主査（Daniel Rozycki 氏）が同じメンバーでさらなる議論を行おうとしたが、エキスパートメンバーの一部が離脱。新たな主査（Angela Lawson 氏）と新たなエキスパートの下、2018 年 2 月に SC8/WG3 での議論が再スタートした。

○ 新 SC8/WG3 では、以下の議論を実施。

- ・デジタル通貨の実態調査
- ・「Non-fiat digital currency（法定でないデジタル通貨）」の言葉の定義
—— SC2/AHG4 や ISO 4217 の MA（メンテナンス機関）とも協調して議論を実施。
- ・（中期的な課題として）新たなデジタル通貨の認定方法の制定、既存コードとの調和方法に関する検討

○ また、SC8/WG3 では、参加しているエキスパートが少人数であったため、活発な議論を行うことができなかった状況を踏まえ、当該 WG のエキスパートの追加募集が行われた³⁵。

(SC2/AHG4 での議論)

○ SC2/AHG4 では、デジタル通貨のセキュリティ要件や評価基準に関する国際標準の起案に向けて作業中。SC2/AHG4 では、既存の通貨にデジタル通貨

³⁵ 会合後に開催された 2018 年 5 月の電話会議では新たに 2 名のエキスパートが参加した。

を追加する場合を想定し議論を進めてきた。同議論では、標準化にあたり、①既存の金融エコシステムの活用、②資金決済の高速化、③脱税の困難化、④セキュリティ上の問題のシステム全体への波及の回避、⑤クロスボーダーでの法制面の基盤整備、⑥デジタル通貨に対する既存通貨と同等の信頼性確保、などが標準化にあたって必要との整理。

- これらの議論を踏まえ、今後、「デジタル通貨のセキュリティ要件」に関する NWIP を提案する方針となった。NWIP が承認された場合には、新たな WG を設置し、主査とエキスパートの募集が行われる予定³⁶。仮に NWIP が承認されなかった場合には、もう 1 年 SC2/AHG4 での検討を継続する予定。

(9) FinTech に関する議論

▽ 議論を実施している場所

WG	議論内容	主査	日本からの Experts
FinTech TAG	FinTech	Mr. Stephan Wolf, Mr. Nick Cliff	稲葉 氏（日立製作所） 鎌田 氏（日本証券業協会） 小野島 氏（日本証券業協会） 橋本（日本銀行）

- FinTech TAG は、TC307（ブロックチェーン・電子分散台帳技術）へのリエゾンとして Nick Cliff 氏（オーストラリア）を、TC68/AG2 へのリエゾンとして Tom Dunber 氏（英国）を派遣している。
- FinTech TAG は、以下の 5 つのワークストリームを設置し、検討を行っている。

▽ FinTech TAG の各ワークストリームの活動状況

ワークストリーム	Co-leaders	スコープ	具体的な検討状況
デジタル ID	Mr. Ed Scheidt and Mr. PJ Di Giammarino	ID の標準化と相互通用性の確保	ID の本質に関するペーパーを作成し、ISO17442(LEI)のルールブックに含めることを働きかける方針。また、今後は、identity, digital, digital identity, digital passport といった用語の定義に関する議論、認証を安全かつ効率的に行う方法の検討、eIDAS や ETSI などにおける既存の ID モデルの調査、ID の種類についての調査、自然人と法人との違いの整理などについて検討を行う方針 ³⁷ 。

³⁶ 現在 8 月 23 日締切りで、NWIP の投票が行われている。また、NWIP 化されることを前提に、7 月 19 日締切りで新 WG 設置と主査（AHG4 を行っていた Mr. Edward Scheidt 氏が立候補）の承認投票が行われ、賛成多数で承認された。

³⁷ eIDAS は electronic IDentification, Authentication and trust Services、ETSI は European

セマンティックおよび定義	Mr. Christoph Schneider and Mr. Nick Cliff	FinTech 分野のデータモデルやタクソノミーに関するベストプラクティスの調査 (ISO TC だけでなく、ACTUS、FIBO、XBRL 等での活用も想定した調査を実施) 38	議論内容は検討中。FinTech の観点からのアドバイス事項を整理することを想定。
規制関連の市中協議への対応	Mr. Jan Noppen and Mr. Stephan Wolf	FinTech に関する規制関連の市中協議の分析、政策的課題の整理等	(アドホックな開催)
デジタル通貨	Mr. Tom Dunbar and Mr. PJ Di Giammarino	デジタル通貨に求める要件等	SC2/AHG4 の調査範囲に関するアドバイスやセキュリティ規範の情報収集を実施。
AI (人工知能)	Mr. Marcello Ceci and Mr. Stephan Wolf	AI を金融サービスで用いる場合の標準化	FinTech における AI の定義。金融での活用事例 (チャットボット、トレーディング、ロボアドなど) および関連する事例の調査。

(10) ISO 20022 RMG の組織運営等に関する議論

(RMG の効率的な運営)

○ 主査 (James Whittle 氏) から「ISO 20022 RMG に参加する国は、3 年前は 31 か国・団体であったのが、現在 36 か国・団体に増えている。RMG が議論する守備範囲も広がってきており、変化が大きい時期に差し掛かっている。RMG の効率的な運営方法を模索していかなければならないと思っている」との問題意識が示された。

—— もともと RMG は、ISO のルールに則り、各国の代表者の集まりの下で意見集約し、投票によって意思決定を行ってきた。しかし、2 年前に RMG が ISO の枠組みから外れた際に、物事を決める場合は反対意見がなくなるまで徹底的に議論する方式に議決のあり方を変更した。

—— RMG が ISO の枠組みから外れた一方で、TC68 に報告を行うという関係が維持されているほか、RMG の配下にある RA (Registration

Telecommunications Standards Institute の略。

³⁸ ACTUS は Algorithmic Contract Types Unified Standards、FIBO は Financial Industry Business Ontology、XBRL は eXtensible Business Reporting Language の略。

Authority、登録機関。現在は、SWIFT が担当）は、ISO 本体と直接契約を結び、ISO の承認下にある団体となっているという複雑なかたちになっている。金融のグローバル化の進展により、各国の代表者がその国の意見を代弁しているとは限らない状況も生じたことがあり、結果として RMG に参加する国・団体数が増えている。

- 例えば、米国における金融メッセージフォーマットの取り纏めは X9 が担っているが³⁹、昨年、CFTC より、CFTC が定めたデリバティブ取引のメッセージフォーマットを用いた報告を求める観点から、ISO 20022 RMG に参加したいとの申し出があった⁴⁰。また、X9 の配下に従する NACHA から、ISO 20022 RMG の固有メンバーになりたいとの申し出があった⁴¹。
- また、ヨーロッパでは、国毎の枠組みもあるものの、国の枠組みを超えた ESMA という欧州全体を規制監督する当局が存在する。現時点では、ESMA 自体から RMG のメンバーになりたいとの申請はなされていないものの、ESMA からメッセージに関する提案は行われている。

○ こうした状況を踏まえ、ここにきて監督機関の扱いや参加団体数の増加への対応など、RMG の組織運営等のあり方の変更に関する議論が進められている。そもそも ISO 20022 は誰のためのものか、そして、地域・国・団体とある中で、利用者の意見を最もうまく吸い上げる方法は何かという点に立ち返って、試案をまとめる方向で議論がされている。現状、営利団体は RMG のメンバーになれない点くらいしか明確化されている部分がなく、RMG に付加価値を与えられる参加者をどのような形態で参加させていくのがよいかについて、今後議論が行われる予定。この点、二層構造にして、登録方法を決定する場と、ユーザーグループとに分ける案、地域別（欧州、アジア、米州等の区分）、分野別、SEG からのエキスパート派遣⁴²、といったかたちでの分科会の設置も提案されており、今後も議論が重ねられる見込み⁴³。

³⁹ X9 は、米国の金融業界向け国内標準（ANSI）の審議機関。

⁴⁰ CFTC（Commodity Futures Trading Commission：米先物取引委員会）は米国の商品取引所の上場商品・金利・デリバティブ等の監督、マーケットの取引監視、米国内の先物取引の認可などを行う連邦政府機関。

⁴¹ NACHA（National Automated Clearing House Association：全米自動決済協会）は、米国の小口決済システムである ACH（Automated Clearing House）ネットワークに適用されるルールといった電子決済のための業務規定と商慣習を策定する団体。

⁴² SEG（Standards Evaluation Group）は、ISO 20022 の候補メッセージについての妥当性の検証を行う標準評価グループ。

⁴³ チューリッヒ会合では、こうした分科会の設置に反対する意見も出された。例えば、分野ごとの分科会にした場合、商業ベースに引きずられ Open Standard にならないのではないかと

(RMG・各 SEG の役割の明確化)

- 主査 (James Whittle 氏) から「RMG の役割を明確化する必要があるほか、SEG の役割をもっと明確にすべき。事実上活動停止状態の SEG (例えば FX SEG や Trade SEG) をより活性化する方策を考えないといけない」といった問題意識が示された。
- これに対し、「ISO 20022 メッセージの構築にはコンセプトモデルが不可欠であり、それは、ビジネスプロセスとは独立したもののはず。ミッションをきちんと定義して、役割を明確化する必要がある。現在は様々な会議体でそれぞれのモチベーションに基づき ISO 20022 の定義を行っているが、それぞれの会議体を、コンセプトモデルに合致させるように統制することが必要である」との意見が出された。
- そのうえで RMG の役割に関しては、Sub Group for Membership Strategy からのレポートが近日中にメンバーに配付される予定となった。今後、それを基に議論が進められる見通し。SEG の役割についても、今後、各 SEG で議論を進め、検討を重ねる方針。

(1 1) ISO ディレクティブ改定

- 従来は、システムティックレビュー (定期見直し) 時に、内容変更の有無について各国それぞれで検討し、投票を行う運用であったが、ポイントが不明である、あるいは、検討に十分な時間が取れないといった批判が寄せられていた。より効果的な投票とするために、今後は、システムティックレビューが開始される 1 か月前までに、各国から見直しに対する意見を投票してもらい、その結果を共有したうえで、システムティックレビューを行うこととなった。

(1 2) その他

- 国際標準化に関する中国からの提案が近年増加している。例えば、SC9 では、中国から、①LFIXT および②Exchange Trading System Indicator の国際標準化にかかる新提案が行われた (2018 年 8 月までに NWIP 提案がなされる予定)⁴⁴。

た懸念のほか、複数の分野を同時に議論することに意味があるといった意見も出された。また、そもそも「参加者が多いから議論が不活発とは限らない。例えば、X9 は参加者が多いが議論は活発である」といった意見もあった。

⁴⁴ LFIXT とは、Lightweight FIX session layer protocol のこと。FIX session layer protocol が 1992 年に債権やデリバティブ、FX 取引等の金融取引のプレトレードからポストトレードまで幅広く使われるプロトコルとして開発されたが、その FIX session layer protocol を TCP/IP 上で使えるよう

2. 前回議事録の確認および2017年度活動報告書の承認等

- 前回（2018年1月17日開催）の議事録の確認、および2017年度活動報告書の承認が行われた。続いて、事務局より2017-2018年度の投票案件につき確認が行われた（シャドー部<黄色>が前回会合からの変化点）。

(1) TC68

2018年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		TC68 Resolution 18/470 Approval of OMG as A liaison	2018/5/28	2018.5.31	賛成	承認

(2) SC2

2017年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
NP	ISO/NP 23195	Security objectives of information systems of third party payment services	2017.12.20	2018.1.17	賛成(コメント付)、積極的なexpertなし	否認
FDIS	ISO/FDIS 21188 (Ed 2)	Public key infrastructure for financial services -- Practices and policy framework	2018.1.18	2018.1.29	賛成	承認
CIB		N 2262 Appointment of Dr. Kim Wagner as Chairman of SC2	2018.1.9	2018.1.16	賛成	承認
CIB		N 2263 Appointment of Dr. Kim Wagner as Convenor of SC2 WG13	2018.2.9	2018.2.16	賛成	承認
CIB		ISO/TC68 SC2 N2265 Resolution 2018/518 Liaison request from ITU to ISO/TC 68 SC2	2018/2/6	2018.2.9	賛成	承認
2018年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		ISO/NP 23195 - Call for an additional expert	2018/5/9	2018.5.15	賛成 橋本崇(BOJ)、 中村啓佑(BOJ)	否認

(2) SC2

2018年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		Call for a liaison representative - ISO/TC 292	2018/6/8	2018.6.14	ノミネットなし	
CIB		Call for liaison officer - ISO/IECJTC1 SC32 Data management	2018/6/8	2018.6.14	ノミネットなし	
CIB		Call for Convenor nominees for the new TPPs Working Group	2018/6/14	2018.6.19		

(3) SC8

2017年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		EPC as new TC 68/SC 8 Category A liaison organization	2018.1.18	2018.1.28	賛成	承認
CIB		Solving the disapproved IBAN minor revision	2018.1.31	2018.2.9	1.はい 2~4.棄権 5.いいえ	1.改訂なし (賛成2、反対10、棄権10)

にしたもの。2016年に中国で開発。

2018年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB	ISO 8109:1990 (Ed 2)	Banking and related financial services--Securities--Format of Eurobonds	2018.4.19	2018.4.26	棄権	承認
CD	ISO/CD 21586	Specification of description for banking products or services	2018/4/23	2018.5.2	賛成	承認
CIB		Call for experts to address Natural Persons Identification	2018/5/21	2018.5.24	賛成 橋本崇(BOJ)	否認
CIB		Call for experts to revise ISO 17442 (LEI)	2018/5/21	2018.5.24	賛成 橋本崇(BOJ)	否認
CIB		OMG as new TC 68/SC 8 organization in liaison Category A	2018/5/28	2018.5.31	賛成	承認
CIB		Preparation of upcoming SR for ISO 6166 (ISIN)	2018/6/8	2018.6.15		

(4) SC9

2017年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		Vote for ISO/TC68/SC9/WG2 Convenor	2018/1/31	2018.2.7	1.賛成 2.反対	承認
CIB		Request for a category D-liaison from EDM Council	2018/2/6	2018.2.9	棄権	承認

2018年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
CIB		Vote nomination ISO/TC68/SC9/TG1 "Cards standards" Convenor	2018/4/17	2018.4.20	賛成	承認
CIB		TC68/SC9 Resolution 2018/45 Approval of OMG as A liaison	2018/5/28	2018.5.31	賛成	承認

(5) ISO 20022 RMG

2017年度			日本銀行 投票締切日	ISO投票期日	日本の回答	結果
comment		Call for Candidates- Vice Convenor	2018/3/12	2018.3.26	—	承認

3. リエゾン報告

- ISO/TC68 とリエゾン関係にある ISO/TC307（ブロックチェーンと電子分散台帳技術に係る専門委員会）、ISO/IEC JTC1/SC17（カード及び個人識別用セキュリティデバイス）、ISO/IEC JTC1/SC37（Biometrics）から足許の検討状況について報告があった。

（１）ISO/TC307（ブロックチェーンと電子分散台帳技術に係る専門委員会）

報告者：ISO/TC307 国内審議委員会事務局 高橋氏（資料②）

① ISO/TC307 の参加国

- 幹事国はオーストラリア（事務局：Standards Australia）が担当している。
2018年5月現在、P(Participating)メンバー35か国（日本を含む）、O(Observing)メンバー12か国で構成されており、特にPメンバーは増加傾向にある（2018

年 1 月時点では 27 か国)⁴⁵。

② ISO/TC307 の活動状況

- 2018 年 5 月にロンドンで開催された第 3 回総会では、新たに CAG1 (Convenors Coordination Group、各 WG や SG の主査同士が連絡を密にとることが目的) が設置された。また、SG2 (Use Cases を担当) および SG7 (Interoperability of Blockchain and Distributed Ledger Technology Systems を担当) については、次回総会 (2018 年秋にモスクワで開催予定) まで活動を継続することが決議されたほか、SG6 (Governance of Blockchain and Distributed Ledger Technology Systems を担当) については、次回総会で WG4 に格上げする方針が確認された。
- WG については、WG1 (Foundations)、WG2 (Security, Privacy and Identity) および WG3 (Smart Contracts and their Applications) が設置されている。このうち、WG1 については、活動状況の改善に向けて、現在、新たな主査を募っているところ (現時点では、日本からの立候補はない見込み)。また、WG2 での議題に関する日本国内における対応組織として、JTC1/SC27 と TC307 とのジョイント WG を立ち上げるため、準備が進められている。

▽ 現在の TC307 における WG 設置状況

Reference	Title
ISO/TC 307/CAG 1	Convenors coordination group
ISO/TC 307/SG 2	Use cases
ISO/TC 307/SG 6	Governance of blockchain and distributed ledger technology systems
ISO/TC 307/SG 7	Interoperability of blockchain and distributed ledger technology systems
ISO/TC 307/WG 1	Foundations
ISO/TC 307/WG 2	Security, privacy and identity
ISO/TC 307/WG 3	Smart contracts and their applications

⁴⁵ P メンバーは、委員会での規格策定作業に参加貢献できる積極的参加国を意味する。一方、O メンバーは、委員会活動に関連する情報を入手し、必要に応じて意見を述べることのできる消極的参加国を意味する。

③ ISO/TC307 内のプロジェクト

- 現在活動中のプロジェクトは以下の 8 件である。
 - ISO/AWI 22739 Terminology and Concepts (Terminology に変更予定)
 - ISO/NP TR 23244 Overview of Privacy and Personally Identifiable Information (PII) Protection
 - ISO/NP TR 23245 Blockchain and Distributed Ledger Technologies -- Security Risks and Vulnerabilities
 - ISO/NP TR 23246 Overview of Identity
 - ISO/AWI 23257 Blockchain and Distributed Ledger Technologies -- Reference Architecture
 - ISO/AWI TS 23258 Taxonomy and Ontology
 - ISO/AWI TS 23259 Legally Binding Smart Contracts
 - ISO/NP TR 23455 Overview of and Interactions between Smart Contracts in Blockchain and Distributed Ledger Technology Systems

(2) ISO/IEC JTC1/SC17 (カード及び個人識別用セキュリティデバイス)

報告者：ISO/IEC JTC1/SC17 国内委員長 廣川氏 (資料③)

① ISO/IEC JTC1/SC17 の概要

- SC17 への参加国のうち、P メンバーは 32 か国、O メンバーは 21 か国となっている。2018 年 6 月現在、114 の規格を発行済み、35 の規格を開発中である。

② ISO/IEC JTC1/SC17 の活動状況

- CAG (Chairman's Advisory Group) において、個人識別の分野における Emerging Technologies に関する検討が開始されている。日本は、SC17 の国際規格が物理的なカード形状等を前提にしない利用場面にも適用される近年の状況を踏まえて、上記の検討を行うための新たな SG の設置を提案し、支持された。現在、日本から主査候補を出し、SG メンバーおよび寄書を募集しているところ。2018 年 7 月初に第 1 回目の Web 会議を実施予定。

—— SG では、物理的な標準形状を前提にしつつ進められた磁気カード等から IC カードへの変遷を通じて積み重ねた、不正利用に対する対策に関する技術や知見を、より幅広い産業において応用していくことを視野に入れた国際標準 (仮称は Virtual ID) を整備していく方針。

- WG12 (ドローン免許証及びドローン識別モジュール) が発足し、2018

年4月に第1回となる国際会議が開催された。日本としては、SC17 国内委員会直下の SWGD（国内スペシャル・ワーキンググループ）委員会が国内関係機関と連携して対応していく方針。

—— ドローンについて国連の下部組織である国際民間航空機関（ICAO）で検討が始まったばかりであるため、日本としては WG を立ち上げるには時期尚早との考え。国際 WG での検討については、ICAO 及び関係機関の検討状況との整合性に注意しつつ対応していく方針。

- 2018 年 10 月に 2 週間の日程で、岡山にて SC17 総会および傘下各 WG の国際会議を開催予定。

（3）ISO/IEC JTC1/SC37（Biometrics）

報告者：ISO/IEC JTC1/ SC37 専門委員長 山田氏（資料④）

① ISO/IEC JTC1/SC37 における過去 1 年のトピック

- 議長が米国の Patrick Grother 氏に交代となった（2018 年 10 月の総会で 3 代目議長として正式に承認される予定）。参加国のうち、P メンバーは 27 か国と昨年比 2 か国減少している一方で、O メンバーは 20 か国と昨年比 7 か国増加している。これは、バイオメトリクス分野における技術の成熟化に伴い、新たに開発すべき標準規格が減少している一方で、規格の利用機会が増えていることによるものと考察される。P メンバーのうち、特に積極的に議論に参加しているのは、ドイツ、日本、イギリスおよび米国である。オーストラリアも P メンバーであるが、主にボーダーコントロールに関連する事項について積極的に参加している状況。発行済みの規格は 121、現在開発中の規格は 31 となっている。
- SC37 WG は 2018 年 1 月 15 日～19 日、SC37 総会は同 22 日および 23 日に、それぞれイスラエルのテルアビブで開催された。
- 特徴的な議論として、モバイルを意識した活動が活発化しており、モバイルデバイス上のバイオメトリクスの性能テスト（21879）や、モバイルデバイスの提示攻撃検知評価プロファイル（30107-4）の検討が行われている。このほか、FIDO アライアンスとカテゴリ A リエゾンに加え、情報交換のための SG を設置し、電話会議を実施するなどの取組みがなされている。
- また、近年、中国の活動の活発化も目立っている。アリペイからはモバイルシステムのアーキテクチャに関する報告がなされたが、SC27 においても同様の報告が行われ、新たな WG の設置提案が採択されている。SC37 としては、同 WG に関しリエゾンとして議論に参加していくかたちになる見込

み。また、ヒトゲノムタイピングの実験方法に関する NWIP が行われたが、これについては、賛成国が 3 か国と、設立要件の 5 か国を下回ったため、否決された（日本も反対）。

② 各 WG の活動状況

- WG1（バイオメトリック専門用語を担当）では、バイオメトリック専門用語の審議を継続しており、随時、用語集（2382-37）の改訂を続けている。なお、用語集は無償提供されている。
- WG2（バイオメトリックテクニカルインタフェースを担当）では、4 パート構成の CBEFF（19785 Common Biometric Exchange Formats Framework）のうち、パート 1～パート 3 の改訂を進めている。また、同じく 4 パート構成の BioAPI のオブジェクト指向版（30106）について、各パートの正誤表を含む開発を行っている⁴⁶。
- WG3（バイオメトリックデータ交換フォーマットを担当）では、提示攻撃検知（30107）のパート 4（モバイルデバイスの評価プロファイル）を開発中であるほか、後方互換性を持つデータ交換フォーマット第 3 世代（39794）について、パート 6（虹彩データ）の開発を開始した。
- WG4（バイオメトリックシステムの技術的実装を担当）では、監視カメラシステムにおけるバイオメトリクス利用（30137-1、DIS 段階）について、JEITA 監視カメラシステム専門委員会と連携し活動している。
- WG5（バイオメトリック技術の試験及び報告を担当）では、モバイルデバイス上のバイオメトリクスの性能テスト（21879、WD 段階）のほか、監視カメラシステムにおけるバイオメトリクス利用（30137-1、CD 段階）について、JEITA 監視カメラシステム専門委員会と連携して活動している。
- WG6（バイオメトリクスに関わる社会的課題を担当）では、バイオメトリックシステムで使用する図記号（24779 シリーズ）の開発を進めており、パート 5（顔画像）が DIS 段階となっている。

4. その他

- 経済産業省三島氏より、Sustainable Finance に関する新規 TC 設置提案について説明があった。
 - BSI（英国）より Sustainable Finance に関する新規 TC 設置提案があり、現在投票にかけられている。提案スコープは、サステイナブルファイ

⁴⁶ オブジェクト指向とは、類似のデータや機能を 1 つの部品としてまとめ、プログラムをより容易に構築する考え方、作り方のこと。

ナンスに関する標準化（持続性を考慮した投資判断と財務管理を促進するための規格開発）。具体的には、以下の3分野が挙げられている。

1. 持続可能な財務管理のフレームワーク（Sustainable Finance のコンセプト、用語の統一（定義・分類）、原則と実践、等を含む）
2. 持続可能性や ESG 原則の、投資判断への統合
3. 分野別の議論（Sustainable cities, natural capital, energy efficiency programs, green infrastructure 等）

- 投票に際して、日本の意見として提出したいコメントがある場合は、案をお寄せいただきたい。また、仮に委員会が設置された場合に国内審議団体を引き受け得る、もしくは活動に参加を希望する関係業界団体・法人がある場合はご連絡をいただきたい。

- これを踏まえ、事務局にて、TC68 国内委員会メンバーの意見をメール等で集約し、経済産業省に回答することとした。

5. 次回の ISO/TC68 国内委員会

- 次回会合は、ISO 20022 RMG 定期会合（2018 年 11 月、シンガポール）後の 2019 年 1 月頃に開催する予定。

以 上